

以下の内容は、京セラ関電エナジー合同会社（以下、「当社」といいます。）が提供するちゃんと Good!ソーラーの利用契約（以下、「本件契約」といいます。）をお申込みいただくにあたり、重要となる事項ですので十分にご理解のうえお申込みくださいますよう、お願いいたします。なお、この書面は大切に保管してください。

・ちゃんと Good!ソーラー（以下、「本サービス」といいます。）とは、当社がおお客様の所有する建物（以下、「本件建物」といいます。）に当社所有の太陽光発電システム（以下、「本件太陽光発電システム」といいます。）を設置して発電した電気をお客様がその需要に応じて自家消費し、自家消費分のサービス料金をお支払い頂くサービスをいいます。なお、余剰電力の管理処分権は当社に帰属します。

・本サービスのご利用には、ちゃんと Good!でんきを合わせて契約し、本件契約の契約期間中にわたり、これを継続することを条件とし、本件契約単体での申込みは不可とします。

・本サービスのご利用には、お客様ご自身にてインターネットを有線接続で常時利用可能な環境を用意していただく必要があります（ただし、ご契約の料金プランが新築プランである場合を除きます）。また、当該環境に係る費用については、お客様の負担となります。

2. 契約内容

(1)お申込み方法

当社所定の書面によって申込み頂きます。当社がお申込み内容を確認のうえ、問題がなければ承諾する旨お客様に通知するものとします。

(2)契約期間

本件契約の契約期間は、前項に基づきなされた本件契約申込みの承諾の意思表示がされた日から、住宅用太陽光発電の固定買取制度に基づく 10 年間の買取期間の終了日までといたします。なお、お客様は電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく運転開始期限日（再生可能エネルギー発電事業計画の認定日から起算して 1 年後の日）までに本件太陽光発電システムを稼働させ、一般送配電事業者への余剰電力の託送受給を開始しなければならないものとします。

(3)太陽光発電システムの譲渡

本件契約の契約期間が満了した場合、その他事由の如何を問わず本件契約が終了した場合は、当該終了時点をもって本件太陽光発電システムをお客様に無償譲渡します。ただし、お客様が当社に対し解約違約金等、未払いの債務を負担している場合には、当該債務の支払い完了をもって無償譲渡いたします。

3. サービス料金

(1) サービス料金の算定

本サービスのサービス料金は、お客様が自家消費された電力量に以下の（2）に定める 1 キロワット時あたりのサービス料金単価を乗じ、基本料金（新築プランの場合のみ）を加算して算出いたします。

(2)サービス料金単価

以下に✓のある料金プランが適用されます。

【既築プラン】

自家消費従量料金単価

		従量料金単価（税込み）	
関東エリア	ガス併用	1キロワット時につき	27 円 52 銭
	電化	1キロワット時につき	25 円 29 銭
中部エリア	ガス併用	1キロワット時につき	26 円 08 銭
	電化	1キロワット時につき	28 円 67 銭

（消費税 10%適用時）

【新築プラン】

		料金単価（税込み）		
基本料金※	関東・中部エリア	一律	1月1契約につき	300 円 00銭
従量料金	関東エリア	ガス併用	1キロワット時につき	27 円 52 銭
		電化	1キロワット時につき	25 円 29 銭
	中部エリア	ガス併用	1キロワット時につき	26 円 08 銭
		電化	1キロワット時につき	28 円 67 銭

（消費税 10%適用時）

※月の途中で料金適用開始された場合、または本件契約が終了等した場合であっても、基本料金については、日割り計算せず、満額の請求とさせていただきます。

(3)サービス料金の支払方法

本サービスのサービス料金は毎月、ちゃんと Good!でんきの利用料金と合算して、口座振替または当社指定のクレジットカードでお支払いいただけます。

4. 解約違約金について

お客様が本件契約を解約した場合その他事由の如何を問わず本件契約の契約期間中に本件契約が終了した場合には、当社が定める支払期日までに下表より算定される解約違約金をお支払いいただけます。ただし、当社の責に帰すべき事由または不可抗力事由により、解約にいたった場合は除きます。なお、解約により当社が以下に定める解約違約金の金額を超えて損害を被った場合には、当該超える部分の損害についても別途お支払いいただけます。

	本件契約の解約日	金額（税抜）
	本件契約成立から	255,000円
	料金適用開始日から1年が経過する日の前日まで	255,000円
	料金適用開始日から1年が経過する日以降	230,000円

本件太陽光発電システムの 太陽電池容量 1kW あたり	料金適用開始日から2年が経過する日以降	205,000円
	料金適用開始日から3年が経過する日以降	180,000円
	料金適用開始日から4年が経過する日以降	155,000円
	料金適用開始日から5年が経過する日以降	130,000円
	料金適用開始日から6年が経過する日以降	105,000円
	料金適用開始日から7年が経過する日以降	80,000円
	料金適用開始日から8年が経過する日以降	50,000円
	料金適用開始日から9年が経過する日以降	25,000円

なお、お客様が本件太陽光発電システムの撤去を希望する場合、別途撤去費用（実費）がかかります。

5. 制限事項

- (1)お客様は、契約期間中にわたり、本件建物の所有権を保持し、本件建物を維持管理するとともに、本件建物の屋根等を当社による本件太陽光発電システムの設置運用等のために無償で供していただきます。
- (2)本件太陽光発電システムの設置にあたっては、本件建物の屋根材、壁材、その他の構成部分の交換や加工を行うことがございます。お客様は、当社にこれらの交換や加工について原状回復を求めることはできません。
- (3)本件太陽光発電システムの設置にかかる費用は、原則として当社にて負担いたしますが、既築建物での設置にかかる足場代、実測費用等についてはお客様にご負担いただきます。また、一般送配電事業者から託送供給約款に基づき工事費等の負担を求められたときも、お客様にご負担いただきます。
- (4)お客様は、契約期間中、本件太陽光発電システムを撤去し、または当社に撤去を求めることはできません。また、お客様が契約終了後に撤去を求められる場合、撤去費用はお客様負担となります。
- (5)お客様は、契約期間中、本件建物に当社指定以外の蓄電システムや本件太陽光発電システム以外の発電設備を設置することはできません。また、当社指定の蓄電システムについても、当社に事前通知なく設置すること、及び当社指定の運転モード以外で利用することはできません。
- (6)お客様は、契約期間中、本件太陽光発電システムへの日射を妨げ、もしくは減少させる設備、竹木その他の遮蔽物の設置、または本件建物の改造等はできません。
- (7)お客様が、契約期間中に、リフォーム、改築その他本件建物に関して本件太陽光発電システムに影響を及ぼしうる工事を行う場合には、当社に対して2か月前までに連絡し、当社の書面による承諾を得ていただく必要があります。
- (8)お客様の本件太陽光発電システムの譲渡は、譲渡時点での本件太陽光発電システムの現状有姿にて行うものとし、当社はお客様に対し、本件太陽光発電システムについて品質・性能等の保証をせず、その他何らの責任も負わないものとします。なお、本件太陽光発電システムのメーカーが行う保証期間が残存している場合には、当該メーカーの承諾が得られる限りにおいて、当該保証をお客様に承継するものとします。

6. 免責

- (1)当社は、当社の故意・重過失または当社の不法行為に起因する場合を除き、一般送配電事業者が維持および運用する供給設備を介して受ける電気の供給が停止されたことによりお客様が被った損害について、原因の如何を問わず、一切責任を負わないものとします。

(2)当社は、当社の故意・重過失または当社の不法行為に起因する場合を除き、非常用電力を使用できないことによりお客様が被った損害について、原因の如何を問わず、一切責任を負わないものとします。

(3)当社は、本件契約および本規約に関し、当社の故意・重過失による場合または当社の不法行為に起因する場合を除いては、お客様に対し一切責任を負わないものとします。

7. 事業者について

(1)サービス提供会社：京セラ関電エナジー合同会社

(2)お問合せ先

電話番号：0120-30-3011（SUN ゼロ SUN ゼロ イイね！）

（土日祝日、年末年始除く 9:00～17:00）

メールアドレス：info@kyocera-kanden.co.jp

ホームページ：www.kyocera-kanden.co.jp

2021年6月現在